

保育の実施基準（選考基準）

区分		保護者の状況 (同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合に限る。)		選考 指数		
①	家庭外労働(月15日以上の就労)	外勤 常勤・パート等	月160時間以上	①-1外勤160時間以上	10	
			月120時間以上	①-2外勤120時間以上	8	
			月90時間以上	①-3外勤90時間以上	6	
			月60時間以上	①-4外勤60時間以上	3	
		自営	本人の自営	居宅外で本人が自営業を営む(主たる従事者)の場合	①-5自営本人	9
	家族の自営業に従事	居宅外で父等が営む自営業に協力して従事する場合	①-6自営専従	7		
	就労先確定	すでに外勤等の就労先が内定している者	①-7就労内定	5		
②	家庭内労働(月15日以上の就労)	自営	本人の自営	居宅内で本人が自営業を営む(主たる従事者)の場合	②-1自営本人	9
			家族の自営業に従事	居宅内で父等が営む自営業に協力して従事する場合	②-2自営専従	7
		内職	農業・林業・漁業	日々農業等に従事している者	②-3農林漁業	8
			月160時間以上	業者からの委託を受け、居宅内で物品の製造加工等に日々従事する者	②-4内職160時間以上	6
			月120時間以上		②-5内職120時間以上	5
月90時間以上	②-6内職90時間以上	4				
	月60時間以上	②-7内職60時間以上	2			
③	出産等	出産	出産前8週間及び出産後8週間の間にある者	③-1出産	5	
④	疾病障害	疾病入院	疾病入院	父・母が概ね1箇月以上入院する場合	④-1疾病入院	10
			常時寝たきり	疾病等のため概ね1箇月以上の寝たきりの状況になった	④-2常時寝たきり	10
		居宅療養	長期安静	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	④-3長期安静	8
			一般療養	医師が概ね1箇月以上加療(安静)を要すると診断した者	④-4一般療養	6
			重度	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を所持する者 ・上記と同程度と判断できる者	④-5障害重度	10
中度	④-6障害中度	7				
	軽度	④-7障害軽度	4			
⑤	病人の看護	入院付添	月160時間以上	概ね1箇月以上親族の入院の付添に当たる者	⑤-1入院付添160時間以上	10
			月120時間以上		⑤-2入院付添120時間以上	8
			月90時間以上		⑤-3入院付添90時間以上	6
			月60時間以上		⑤-4入院付添60時間以上	3
		居宅内介護	月160時間以上	同居の親族の長期居宅療養等の介護に当たる者	⑤-5居宅内介護160時間以上	8
月120時間以上	⑤-6居宅内介護120時間以上		5			
月90時間以上	⑤-7居宅内介護90時間以上		4			
	月60時間以上	⑤-8居宅内介護60時間以上	2			
	障害児(者)等の介護	障害児(者)や同居の親族の介護通院等に当たる者	⑤-9障がい介護	10		
⑥	家庭災害	居宅等の災害	火災、風水害、地震等による被害の復旧に当たる者	⑥-1災害	10	
⑦	特例	長期不在	長期不在	父母が単身赴任、死亡、離別、行方不明、拘禁の場合	⑦-1父母長期不在	10
			就学、技能習得等	各種学校に就学、職業訓練を受けている場合	⑦-2就学等160時間以上	10
		月160時間以上	⑦-3就学等120時間以上		8	
		月120時間以上	⑦-4就学等90時間以上		6	
			月90時間以上	⑦-5就学等60時間以上	3	
	求職	求職活動をひんぱんに行うため外出することが多い者	⑦-6求職	3		
	その他	上記以外の理由で明らかに保育できない場合	⑦-7その他	10		
⑧	調整基準	児童クラブ用調整基準	小学1年生の児童	⑧-1小学1年生	10	
			小学2年生の児童	⑧-2小学2年生	8	
			小学3年生の児童	⑧-3小学3年生	6	
			身体障害者手帳、療育手帳保持、又は支援を要する児 父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁の場合	⑧-5障がい等	1	
			生活保護の世帯	⑧-6ひとり親・生活保護	2	
			校区外通学等、通学に配慮を必要とする場合	⑧-7校区外通学等	4	
			継続児童で前年度の利用実績が少ない	⑧-8利用少	-2	
			※未設定(予備の追加用)	⑧-9滞納、支払い遅れ、提出期限遅れ	-1	
⑨	調整基準	世帯の特殊事情	ひとり親	父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁の場合	⑨-3ひとり親	2
			生活保護	生活保護法による被保護世帯	⑨-4生活保護	2
			障害児保育	障害児保育を行う必要がある者	⑨-5障害児保育	4
		就労日数の状況	月15~17日	外勤、自営業、農業、内職等の月平均就労日数が少ない者	⑨-8勤務少	-2
		親族の状況		同一校区内に祖父母等がいる者	⑨-9校区内祖父母	-1
	同居者の状況		同居の祖父母等がいる者	⑨-10同居祖父母	-1	

※継続、新規の区別せず指数の算定を行う。点数に差がない場合は、学年や家庭状況等を考慮して判断をする。